JASE
現代性教育研究ジャーナル
MONTHLY JOURNAL of SEX EDUCATION TODAY

2026年
No. 188
2026年11月15日（毎月15日）発行

日本性教育協会
THE JAPANESE ASSOCIATION FOR SEX EDUCATION

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-3冨山房ビル５階 Tel.03-5801-6788 Mail info_jase@faje.or.jp URL https://jase.faje.or.jp 発行人 東優子 編集人 阿部活
© JASE. 2026 All Rights Reserved. 本 PDF に掲載している文章、写真等すべてのコンテンツの無断複写・転載を禁じます。

contents

リプロの権利は包括的性教育の基盤である…… 1
シリーズ「主体的で対話的な性教育授業」⑦…… 6
"めぐみ"を生きる㉜ …… 11
多様な性のゆくえ㉟ …… 12
性教育NEWS BOX⑧ …… 13
今月のブックガイド…… 14
資料室新着図書…… 15
JASEインフォメーション …… 16

リプロの権利は包括的性教育の基盤である
第５回 IWACとVCATの実践から

一般社団法人RHRリテラシー研究所代表理事　塚原 久美

若者の性をめぐる現実と学校教育の課題

インターネットやSNSが日常の一部となった現在、子どもや若者は膨大な性情報に囲まれて生活している。スマートフォンを通じて様々な情報に容易にアクセスできる一方、その内容が正確であるとは限らない。ポルノグラフィーや差別的な性表現、誤った医学情報なども含め、多様な情報が無秩序に流通している。こうした環境の中で、若者が自分の身体や人間関係、妊娠や生殖に関する問題について適切に判断することは容易ではない。

本来であれば、学校教育がその基盤となる知識や視点を提供する役割を担うはずである。しかし日本では、性教育をめぐって「どこまで教えるべきか」という議論が長く続いてきた。思春期の心身の変化や人間関係については扱われるものの、性交や妊娠の経過など生殖に関わる内容は十分に扱われていない。いわゆる「はどめ規定」によって、学校で扱える内容が制限されてきた歴史がある。

しかし、性と生殖をめぐる問題は単なる知識の問題ではない。自分の身体や生殖に関することを誰がどのように決めるのかという、権利の問題でもある。知識だけではなく、尊厳や自己決定の観点から性を考える必要がある。その中心に位置する概念が、リプロの権利（リプロダクティブ・ライツ）である。

本稿では、リプロの権利と包括的性教育の関係を理論的に整理するとともに、2026年２月に筆者が参加した第５回IWAC（女性の健康と安全でない中絶に関する国際会議）の報告、および日本初の中絶VCATワークショップの実践を通じて、制度改革と認識変容の両輪の必要性を論じる。

SRHRとリプロの権利――概念と国際的形成

性と生殖をめぐる権利と健康を包括的に捉える概念として、SRHR（セクシュアル＆リプロダクティブ・ヘルス＆ライツ）がある。このうちリプロの権利と

は、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを自ら決定し、その実現に必要な情報、医療、支援にアクセスする権利、さらに生殖に関わる差別・強制・暴力から保護される権利を含む概念である。こうした考え方は人口政策中心の生殖管理への批判を背景に形成された。

大きな転換点となったのが、1994年のカイロ国際人口・開発会議である。この会議では、生殖の問題を人口政策ではなく人権の観点から捉え直す考え方が国際的に共有された。翌1995年の北京世界女性会議でも、特に女性の人権としてのリプロの権利の重要性が確認された。この転換の核心は、「国家にとって望ましい人口をどう実現するか」から「一人ひとりが差別や強制、暴力から自由な状態で生殖に関する選択を行えるか」へと、議論の焦点が移動したことにある。

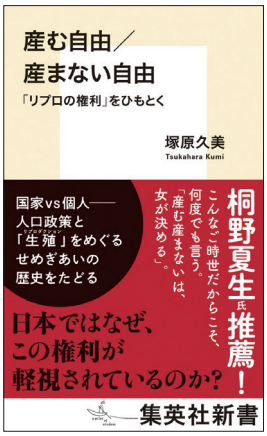
カイロから30年余が経過した現在、国際的な議論はさらに先に進んでいる。2026年２月にタイ・バンコクで開催された第５回IWAC のテーマは「女性を中央舞台に置く――安全な中絶における新たな解決策と革新」であった。IWACが2010年の第１回から掲げてきたテーマの変遷を振り返ると、「安全でない中絶は公衆衛生の問題」(第１回)、「知識と技術の共有」(第２回)、「安全な中絶のグローバルな実施」(第３回)、「ユニバーサルアクセス／女性を信じる」(第４回)、そして「女性を中央舞台に」(第５回) と、16年間で着実に積み上げられてきた。

世界の議論はもはや「中絶を認めるかどうか」ではなく、「どうすれば女性を中心とした安全なケアとして提供できるか」を問う段階にある。リプロの権利はカイロで「権利」として確認されてからすでに30余年、今や国際社会では「女性中心のケア」の実現という具体的な実践段階に到達している。

日本の中絶をめぐる制度的・社会的課題

しかし日本では、リプロの権利という概念が社会全体で十分に共有されているとは言い難い。その背景を理解するためには、日本の中絶をめぐる制度と歴史を確認する必要がある。

日本では中絶が1907年制定の刑法によって犯罪とされており、1948年に制定された法律（現在の母体保護法）によって例外的に「許可」されているにすぎない。つまり中絶は、女性の権利として認められているのではなく、刑事犯罪の例外として医師の裁量のもとで行われているのである。



母体保護法のもとで中絶を行えるのは都道府県医師会に指定された産婦人科医（指定医師）に限られ、原則として配偶者の同意が必要とされる。費用は健康保険の適用外で、初期中絶でも数万円から十数万円の自己負担が生じる。2023年にようやく経口中絶薬（メフィーゴパック）が承認されたが、院内での服薬義務や指定医師による厳格な管理が課されており、2024年度の全中絶に占める薬剤中絶の割合はわずか3.4％にとどまっている。

外科的中絶の手技においても、世界保健機関(WHO)が「時代遅れ」とし置き換えを求めている拡張掻爬(そうは)術(D&C)が長年にわたって主流であり続けてきた。WHOが推奨する真空吸引法(MVA･EVA)への移行は徐々に進んでいるが、掻爬法が完全に淘汰されるには至っていない。侵襲性が高く痛みを伴う掻爬法が標準化されてきたことは、中絶を「罰を受けるもの」として身体的に刻み込む構造でもあった。

こうした制度的な問題に加えて、社会的スティグマの問題も深刻である。日本では中絶は広く行われているにも関わらず、公的な場で語られることがほとんどない。性教育バッシングが繰り返されてきた背景にも、性を権利の問題として扱うこと自体への根強い抵抗がある。その結果、若者が信頼できる情報にアクセスする機会は限られ、医療者や支援者の側にも、中絶をめぐる無意識の偏見や価値判断が蓄積されてきた。

国連女子差別撤廃委員会（CEDAW）は繰り返し日本政府に対して堕胎罪の廃止と母体保護法の見直しを勧告しているが、日本政府はそれを拒否し続けている。日本は1994年のカイロ行動計画の採択に加わりながら、32年を経た現在も、中絶を女性の権利として位置づける制度的基盤を持っていない。

第５回 IWACが示した国際的到達点と日本の位置

2026年２月24日から27日にかけて、タイ・バンコク

で第５回IWACが開催された。筆者は指定報告者として招かれ、2013年の第２回､2019年の第４回に次ぐ３度目の参加となった今回、初めてシンポジウムで登壇した。

会議全体を通じて印象的だったのは、中絶をめぐる国際的な議論の到達点の高さである。Day1 の最初のセッションのテーマは「中絶法は必要か？」であった。カナダのアクティビスト、ジョイス・アーサーさんが示したのは、1988年のモーゲンタラー判決以来、中絶を特別に規制する法律を持たないカナダで、中絶ケアが通常医療として機能してきたという事実である。「中絶を認めるかどうか」ではなく、「法律がなくても中絶ケアは成立する」という問いの立て方そのものが、日本との根本的な認識の差を示していた。

各国の報告からは、犯罪化から脱犯罪化へ、そして中絶ケアの拡充へという方向性が、今や国際的な議論の共有された前提になっていることが確認された。アメリカの後退(2022年ドブス判決以降の州ごとの規制強化）は例外として位置づけられ、大きな流れが変わったとは誰も見ていなかった。会議開催国であるタイ自身が、医療研究・医師ネットワーク・女性運動・違憲判断・法改正を重ねながら、刑事規制中心から医療アクセスの整備へ、さらに女性中心の中絶ケアへと進んできたことも報告された。

筆者がシンポジウム２「アジア・オセアニアの中絶ケア」で報告したのは、「日本のパラドックス」である。日本では中絶は広く行われている。しかしそれは、権利として認められているからではない。刑法の犯罪規定の例外として、指定医師の裁量によって「許可」されているにすぎない。日本の現状を「犯罪化の継続→限定的な適法化→制度管理中心→アクセス制限→女性中心ケアとの隔たり」と整理して示したとき、会場からは「先進国なのに」という驚きの反応があった。それは、日本の制度が国際的到達点から大きく乖離していることを逆照射していた。

閉会スピーチに立ったのは、2018年のアイルランド中絶合法化を推進した元議員クレア・ダリーさんだった。彼女は、中絶ができないアイルランドは人々にのしかかってくる「岩」のようなものだったが、女性たち、医師たち、活動家たちがその岩を動かしたと語り、「立ち止まるという選択肢はない」と結んだ。

制度が変わるとき、そのプロセスは一直線ではない。しかし方向性は定まっている。国際的な到達点と日本の現状との落差は大きいが、それを直視せずに、次の一歩は踏み出せない。

認識を変える実践――日本初の中絶VCATワークショップ

IWACが示した国際的到達点と日本の現状との落差は、制度の問題であると同時に、認識の問題でもある。法制度を変えることは不可欠だが、それだけでは不十分である。中絶をめぐる偏見、沈黙、そして支援する側の無意識の価値判断をほぐしていくためには、対話の実践が必要である。その一つとして、中絶のためのVCAT（行動と変容のための価値観の明確化）がある。

VCATは、中絶をめぐる価値観や態度を見つめ直すために国際的に用いられてきた研修手法である。中絶について「正しい答え」や「望ましい態度」を教えるのではなく、参加者が自分の反応や価値観に気づくことを目的とする。意見表明や考えの変更を求めるものではなく、「議論しない」、「結論を出さない」、「賛成／反対を問わない」､「個人の経験共有を強制しない」といった原則のもとで進められる。

2026年２月14･15日、信州大学医学部地域保健推進センター（長野県）で、日本初となる中絶VCAT ワークショップが開催された。筆者が代表理事を務める一般社団法人RHRリテラシー研究所が医療・福祉・教育分野の専門職を対象に企画したこの研修には、助産師や妊娠相談員らが参加した。

ワークショップでは複数のアクティビティが組まれた。「クロス・ザ・ライン」では、様々な妊娠・中絶にまつわる状況が読み上げられ、参加者は言葉を発さずに体の動きで自分の感覚を示す。沈黙の中で、自分と他者の立場の違いが静かに浮かび上がる。「なぜ彼女は死んだのか」では、望まない妊娠をした女性が中絶にたどり着けなかった経緯をロールプレイで追いながら、参加者が毛糸でつながり、社会的障壁を可視化していく。

事後アンケートには、こんな声が届いた。「中絶に対する考えは揺れ動いてよいことがわかった」、「自分の価値観がベストだと思い込まないことの大切さを実感した」、「支援に自分の価値観が影響し、押し付けになっていないか常に意識するようになった」、「スティグマを抱える女性に寄り添う態度を支える価値観が明確になった」。これらの声が示しているのは、知識を

授けることではなく、内側から変わっていくための場としてVCATが機能したということである。

倫理研修や人権研修の場では、中絶の話題が扱われなかったり、話題にしても「沈黙」や「気まずさ」が生じてしまったりすることが少なくない。VCATはそうした「扱いにくさ」や「揺れ」を無理に解消せず、そのまま扱う研修である。中絶をめぐって安心して話せる場がほとんどない日本では、この方法そのものが大きな意味をもつ。変わるべきは当事者ではなく、まず支援する側だ――VCATが示したのは、その当たり前でいて、日本では十分に言語化されてこなかった課題である。

認識を行動につなぐ重要性は、IWACのSAAF（安全な中絶のための国際基金）のセッションでも「議論はやめて、動き出し、提供を始めよう」という言葉として端的に表されていた。制度があっても届かなければ意味がない。同時に、届けるための現場が変わらなければ、制度だけでは女性は動けない。VCATはその「現場を変える」ための実践として、日本で始まった。

包括的性教育とリプロの権利――「教えない」という暴力

VCATが支援者の内側を変える実践だとすれば、包括的性教育は次世代の内側を変える実践である。そしてこの２つは、リプロの権利という共通の土台の上に立っている。

包括的性教育は、単に性に関する知識を伝えるのではなく、身体、感情、人間関係、ジェンダー、権利などを含め、性を人間の尊厳と結びつけて学ぶ人権教育である。その中心にあるのは、身体の自己決定、相手の意思を確かめて尊重すること、そしてジェンダー平等という視点だ。これらは別々のテーマではなく、「自分の身体と生殖に関することを自分で決める」というリプロの権利の考え方によって結びついている。だからこそ、リプロの権利は包括的性教育の１項目ではなく、その全体を支える土台なのである。

だが日本では、「はどめ規定」が性教育の現場を制約してきたことは周知の事実である。現行の学習指導要領には、小学校理科で「受精に至る過程」、中学校保健体育で「妊娠の経過」を「取り扱わないものとする」という記述があり、義務教育段階で性交や避妊、中絶を正面から扱うことを困難にしてきた。その結果、リプロの権利の核心――自分の身体と生殖について知り、自分で決める力――を子どもたちが学ぶ機会は、学校教育から切り離されてきた。

ブラジルの教育哲学者パウロ・フレイレは、『被抑圧者の教育学』の中でこう述べている。「歴史的な存在であり、必然的に探究の活動を他者と共に行う人間が、自らの運動の主体になることを妨げられること、それは一つの暴力といえる。（中略）ある者が他の者に対して探究の主体として存在することを禁じれば、それは暴力として始動する。」

「はどめ規定」によってリプロの権利を教えないことは、単なる教育上の制約ではない。子どもたちが自らの権利の主体になることを禁じる「暴力」である。「教えない」は中立ではなく、若者の自己決定を支える基盤そのものを弱くしている。

この暴力の連鎖を断ち切る責任が、教育に関わる者にはある。しかし教員自身が、体系的な性教育を受けていない場合も多い。性と生殖に関するテーマを授業で扱うことに戸惑いや不安を感じる教員も少なくない。それは個人の資質の問題ではない。教員自身もまた、十分な性教育を受けずに育ってきた世代であり、リプロの権利の視点を自分のものとする機会が乏しかったことが背景にある。

ここに中絶VCATとの接続点がある。VCATの事後アンケートに届いた「自分の価値観がベストだと思い込まないこと」、「支援に自分の価値観が影響していないか常に意識する」という声は、まさに教員にこそ必要な気づきではないか。今回のVCATは医療・福祉・教育分野の専門職が対象で、学校教員はまだ含まれていない。しかし、リプロの権利の観点から包括的性教育を実践するためには、教員自身が自分の価値観と向き合う場が不可欠である。海外では教育者や若者向けの実践にもVCATが用いられており、教育現場への展開の可能性は小さくない。

2025年11月には「はどめ規定」撤廃を求める４万筆超の署名が提出され、2026年４月には国会でも中教審での議論が求められた。しかし10月の中教審「審議まとめ」は規定の撤廃に触れず、「はどめ規定」が維持される可能性は低くない。子どもたちにリプロの権利を届ける機会は、またも先送りされようとしている。だからこそ、教室に立つ一人ひとりの教員の役割が重い。

リプロの権利を根づかせるために――制度改革と認識変容の両輪

本稿では、第５回IWACの報告と日本初の中絶VCATワークショップの実践を通じて、制度改革と認識変容の両輪の必要性を論じてきた。最後に、今後の課題と展望を整理したい。

制度の面では、早急に取り組むべき課題が山積している。刑法堕胎罪の廃止と母体保護法の抜本的見直し、配偶者同意要件の撤廃、中絶費用への保険適用、中絶薬の規制緩和と自己管理中絶の導入、そしてOTC化されたものの依然として高額で入手しにくい緊急避妊薬のアクセス改善――いずれも国際的には標準とされながら、日本では実現していない。CEDAWの勧告に応え、制度改革を加速させるべきである。

しかし、IWACで各国の報告を通じて繰り返し確認されたのは、「法律が変わっても現実はすぐには変わらない」という事実である。制度が整っても、強いスティグマや不十分な支援体制がアクセスを阻む。制度、文化、支援体制を一緒に変えなければ、権利は実際に行使できない。

認識変容の面では、３つの方向からのアプローチが重要である。第一に、支援者・医療者の価値観の変容である。VCATのような実践を医療・福祉・教育の現場に広げ、中絶をめぐる無意識の偏見に気づく機会を増やすことが必要である。RHRリテラシー研究所では2027年１月に大阪、２月に東京でVCATを開催するほか、オンラインコースの整備とファシリテーター養成を進めている。VCATについては拙著『中絶ケアカウンセリング』(人文書院、2026年）でも触れた。

第二に、市民の権利意識の醸成である。法制度の改善は不可欠だが、それを支える市民の意識が変わらなければ、制度改革は根づかない。RHRリテラシー研究所では2026年３月から、『中絶がわかる本 MY BODY MY CHOICE』(ロビン・スティーヴンソン著、筆者訳）を読むオンライン読書会を開催してきた。中絶を「個人のモラルの話」ではなく、歴史・権利・社会構造の問題として読み解く試みである。

第三に、次世代への教育である。「はどめ規定」の撤廃を求め続けつつ、現行の枠内でもリプロの権利の視点から包括的性教育を実践しなければならない。そのためには、教員自身が自分の価値観と向き合い、リプロの権利を「自分ごと」として捉え直す機会が必要である。VCATの教育現場への展開は、その重要な一歩となりうる。



来年１月に大阪にて開催を予定する中絶ＶＣＡＴワークショップ

第５回IWACのバンコク宣言は「女性を信じ、女性自身に決めさせること」を掲げた。日本で必要なのも、結局はそこに尽きる。中絶は日本で広く行われている。しかし、女性が主体として決める権利としては、なお認められていない。このねじれを解くことが、日本におけるリプロの権利保障の出発点である。

制度が変わるとき、それを生きたものにできるかどうかは、現場に立つ一人ひとりにかかっている。支援者が自分の価値観を見つめ直し、市民が権利として中絶を語れるようになり、子どもたちが自らの身体と生殖について主体的に学べるようになること――その３つが重なるとき、はじめてリプロの権利は日本社会に根づく。IWAC、VCAT、そして読書会は、そのための連動する実践である。立ち止まるという選択肢はない。

【文献】
・世界保健機関（WHO)『中絶ケアガイドライン エグゼクティブサマリー』日本語版、2022年
・厚生労働省『令和６年度衛生行政報告例』
・女子差別撤廃委員会（CEDAW）第７・８次、第９次 対日総括所見
・塚原久美『産む自由／産まない自由 「リプロの権利」をひもとく』集英社新書、2025年
・塚原久美『中絶ケアカウンセリング　スティグマの脱構築から実践へ』人文書院、2026年
・ロビン・スティーヴンソン『中絶がわかる本』塚原久美訳、アジュマブックス、2021年
・パウロ・フレイレ著、三砂ちづる訳『被抑圧者の教育学50周年記念版』亜紀書房、2018年

◆ シリーズ「主体的で対話的な性教育授業」⑦ ◆

起こり得る場面から考え、対話を通して深く学ぶ「性の多様性」の特別活動（岡山県立玉島高等学校２年）

教育ジャーナリスト 矢ノ浦 勝之

今回は、岡山県立玉島高等学校の梶谷さとこ養護教諭が、全国性教育研究団体連絡協議会会長の野津有司先生（筑波大学名誉教授）らが開発したケーススタディ手法の教材をもとに生徒の実態に合わせて行った、高校２年生の特別活動「性の多様性の受容とコミュニケーションを考える」の授業を紹介する。この授業では生徒たちが、相談された内容の対応方法をじっくり考え、対話を通し深く学ぶ姿が見られた。

自らの性に違和感を持つ人に相談されたら？

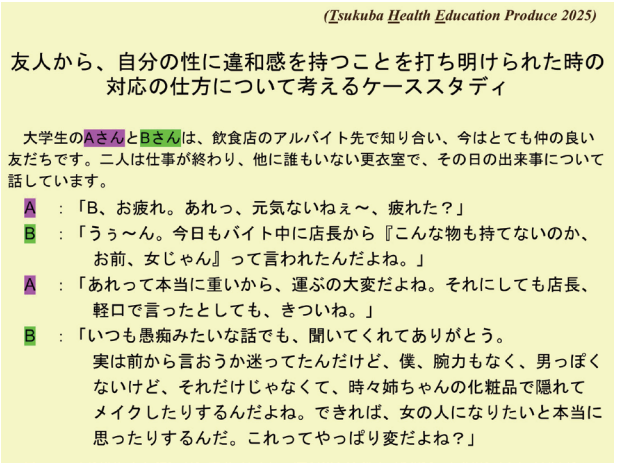
当該クラスにおいて授業を行うのはこれが初めての梶谷養護教諭は、授業冒頭の簡単な自己紹介から始めた。そして、ケーススタディのスライド(右画像)を見せながら生徒たちに次のように説明した。

「今日の登場人物は大学生のAさんとBさん。みなさんより少し年上です」

そして、梶谷養護教諭はAさんとBさんの対話を読み上げていく。バイト仲間であるBさんがAさんに悩み相談をもちかけ、重いものを持てないことで店長に「お前、女じゃん」とからかわれたことや、本当に女の人になりたいと思ったりすることがあるとAさんに相談するストーリーだ。

「今、読んだのは、架空の話なんだけれども真剣に考えてくださいね」とワークシートを配付する梶谷養護教諭。ワークシート１に、相談されたAさんはBさんに対し、どんなふうに何と言うか、態度や表情、言葉を想像して書くように指示する。ここでは周囲と相談せず、４分で書くようにと付け加える。生徒たちが黙々とペンを走らせる静かな教室の中に、「難しい」という小さな呟きが聞こえてくる。

途中、「“あなただったら”じゃないんだよ。このAさんがBさんにどう言うかだよ」と改めて注意ポイントを伝える梶谷養護教諭。書き終えた生徒、悩んでいる生徒の間で相談する声が少しずつ聞こえ始め、やがてプロジェクター画面に表示されたタイマーが４分の終了を示す。梶谷養護教諭は、全体がほぼ書けていることを確認した上で、ワークシート１を裏返すように指示し、続いてワークシート２を配る。


(Tsukuba Health Education Produce 2025)

友人から、自分の性に違和感を持つことを打ち明けられた時の対応の仕方について考えるケーススタディ

大学生のAさんとBさんは、飲食店のアルバイト先で知り合い、今はとても仲の良い友だちです。二人は仕事が終わり、他に誰もいない更衣室で、その日の出来事について話しています。

A ：「B、お疲れ。あれっ、元気ないねぇ～、疲れた？」
B ：「うぅ～ん。今日もバイト中に店長から『こんな物も持てないのか、お前、女じゃん』って言われたんだよね。」
A ：「あれって本当に重いから、運ぶの大変だよね。それにしても店長、軽口で言ったとしても、きついね。」
B ：「いつも愚痴みたいな話でも、聞いてくれてありがとう。実は前から言おうか迷ってたんだけど、僕、腕力もなく、男っぽくないけど、それだけじゃなくて、時々姉ちゃんの化粧品で隠れてメイクしたりするんだよね。できれば、女の人になりたいと本当に思ったりするんだ。これってやっぱり変だよね？」

ケーススタディのＡさんとＢさんの対話スライド
（筑波技術大学学生の與儀元気さんの提案から作成）

「悩みを打ち明けたBさんに対するAさんの対応として、①～⑫の12項目が用意されています。これらの12項目について、望ましくないと思うものは信号機の赤色に、どちらとも言えないと思うものは黄色に、望ましいと思える対応は青色に分ける活動に取り組んでもらいます。これから先生が12項目を読み上げるので、まずは自分で『赤だろう』『黄色だろう』『青だろう』と決めてください。考え込むんじゃなくて、決めてワークシートの赤、青、黄色の欄に丸印を付けてください」

そう説明し、「①大事なことを打ち明けてくれたこ

とがうれしいと言う。②驚いた表情をする。③話を丁寧に聞く。……」と12項目を読み上げていく梶谷養護教諭。全員が12項目に対する判断をし、書き終えたところで、４人グループになったテーブルそれぞれに12項目のカードと信号機の絵が描かれたシートを配付。次はグループ活動に入ると伝える。

グループで対話しながら12項目それぞれに対する赤、黄、青を相談して決め、その結果をICT で送信するよう指示する。話し合いの時間は13分。そして改めて、「多数決じゃないんだよ」と、しっかり対話するように声をかけた。

互いの判断の違いをきっかけに対話が深まる

生徒どうしで決めた仲良しグループだけあり、対話に入ると一気に活発な声が響く。

「⑦の『バイト先の店長にBさんに対する言動について気を付けるように……』は？」

「『お前も（店長と）グルなのか』と思われたりするから、⑦は赤」「だって、バイト先の店長に『お前、女みたいだな』と言われている時点で、それを打ち明けたらもっと言われるから、言わないほうがいいよね」と、この項目⑦ではグループ４人の意見が一致する。

別の項目では、意見が分かれたことに驚きつつ、真剣に対話していく場面もある。

「⑧の『性的マイノリティに関してよく調べて、正しい知識を身に付ける』は？」

「黄色」「オレも黄色だ」「えっ、青」「青なんですけど」と意見が２つに割れる。

「やってもいいけど、やらなくてもいいという感じが強かった」と黄色派の生徒。「調べたら、より理解できて話を聞いてあげることができるかなって思う」「Aさんしか、Bさんの話を聞いてあげられる人がいないかなって思うから、それならしっかり理解して、聞いてあげられるようになるほうがいいかなって……」という青派の意見に、「じゃあ、青だね」と頷いて青に賛同する黄色派の生徒たち。

さらに、意見が３つに分かれる場面もあった。

「じゃあ⑫の『……他に相談していい人や内容の範囲について、Bさんに確認する』は？」「赤」「オレ青」「黄色です」と３つに分かれた。

「許可を取るってことは『他の人に話したいと思っている』と思われて、『この人には相談しづらいかも』って思われたりもするから」と赤の意見。「まわりの人に聞いてくれるのは嬉しいけど、それでＢさんだってバレて、店長みたいな人が出てくると問題だから黄色かな」という意見に「それを言われたら黄色に近くなるな」と他の生徒たち。さらに対話が続いていく。



グループで対話し、信号機のシートに項目①～⑫のカードを置いていく

全員の意見が一致する項目もある一方で、友達との考えにズレがあることに驚きつつ、対話を通してグループ内での納得解を求める姿勢が印象的だった。

13分間の対話とグループ内の意見整理の後、梶谷養護教諭は、意見対立を対話で解決した複数のグループから、どのような話し合いがされたかを聞いていく。

【⑪ 心配し過ぎだと優しく言う】

「黄色と青で対立しました。黄色の意見は、否定的にも肯定的にも取れるから黄色だと考え、青は『心配し過ぎだよ』と安心させることは大切だということで青だと考えました」と発表する１つのグループ。

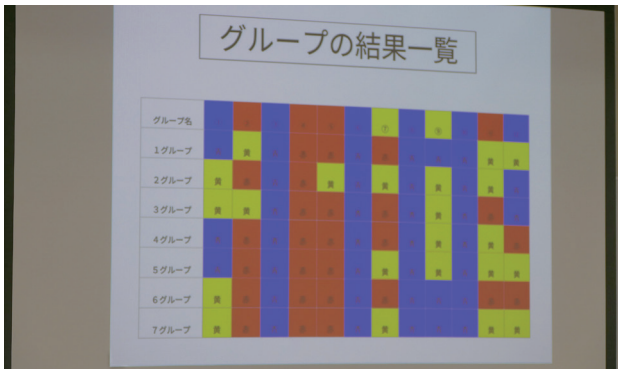
【② 驚いた表情をする】

「黄色と赤に分かれて……。驚いた表情でも意味が違うし、共感するような驚き方か引くような驚き方かで意味が変わってくる……ということでは黄色かもしれないけど、どっちにしても驚かれたらBさんが傷つくということで赤にしました」というグループ。別のグループからは「Aさんが男性か女性かで変わるなと思いました」という意見が出てきた。

互いの判断のズレを知り、重要なポイントを学ぶ

ここで、梶谷養護教諭はプロジェクターに、ICTで集計した全グループの赤青黄の判断に加え、問題を作成した野津名誉教授の回答例も加えた表を示し、次のように説明する。

「これはみんなが考えてくれた結果の一覧です。絶



各グループの赤青黄を集計した一覧表。最上段が教材開発者の回答例

対的な正解、不正解はないので安心してください。

自分のグループと他の所の結果を見比べてみましょう。一番上に、この教材を提供してくれた先生の回答が出ています。さっきワークシートに記入した自分の考えやグループの結果と違っていたら、別の色のペンなどで書き加えてほしいです。望ましくない対応、つまり赤信号が②、④、⑤、⑪。どちらとも言えない対応、つまり黄色が⑦と⑨。望ましい対応である青信号が①、③、⑥、⑧、⑩、⑫となっています。

先ほども言いましたが、今回のケースではこの色ですが、実は条件によっては黄色が赤になることもあります。さっき皆が説明してくれたように、『こういうことだから黄色じゃないか』『こういうことだと赤じゃないか』と変わってくることがあるので、回答例が絶対とは言えない部分もあります。

意見が分かれたところでいうと、⑫の回答例は青なんだけど、私が聞いていた感じだと『この人はいろいろ聞かれたくないのではないかな』と慮ってあげて黄色にしたグループもありました。みなさんがいろいろ考えてくれたように、これは同意を取ることが大切なんですね。」そう話し、「カミングアウトやアウティングという言葉を知っていますか？」と続けて投げかける梶谷養護教諭。これらについてプロジェクターで資料を示し、説明をしていく。

「カミングアウトとは主に性的マイノリティが自らの性のあり方を自覚し、他者に開示することを言います。カミングアウトする・しないは本人の自由と言われています。それとは違い、アウティングは、本人の性のあり方を本人の同意を得ることなく第三者に暴露することを言います。アウティングは人権侵害になります。絶対にしてはいけないことと覚えておいてほしいです。」

そう話し、さらに資料を配付。留意点や禁句等について詳しく説明をしていく。

「相談を受けたときの基本的な留意点としては、『LGBTQなどの決めつけをしない』『困っていることや望んでいることに最も耳を傾ける』『否定は絶対にしない』『自分が持つ常識や普通を言わない、押し付けない』『相談事について他に話していい人、範囲について確認し、その約束を必ず守る』。また、相談を受けたときの一般的な禁句の例として、『心配し過ぎじゃないの』とか『普通じゃないね』とか『諦めるしかないよ』とか『それはわがままだよ』という言葉は言わない、といったことが資料に書かれています。」

自分事として考え、教師の説明に聞き入る生徒

さらに梶谷養護教諭は、「これらの留意点と禁句の例を踏まえ、次の個人活動に移ります」と、生徒たちに次のように投げかけた。

「授業のはじめに各自で考えた、Bさんに対してAさんが何をどう言うのかについて、ワークシート１に書いたことを自分で見直してください。良くないと思う内容や表現を削除・修正し、より良い内容になるよう書き加えてください。」

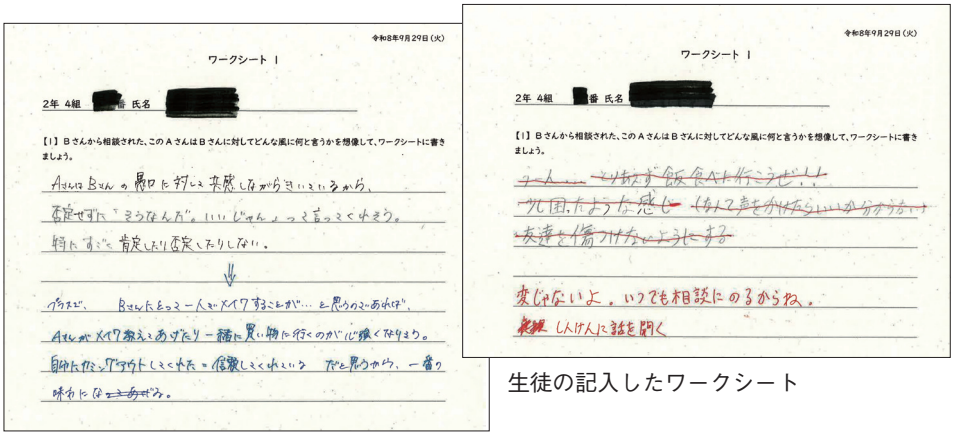
そう話し、最初の鉛筆とは異なる色のペンで削除、修正や加筆を行うよう指示する梶谷養護教諭。さらに梶谷養護教諭は言葉を添える。「実はこの活動が、今日の授業の最も大切なところです。」

示された５分の間、教室に話し声はなく、生徒たちは赤や青のペンで、授業はじめの個人活動で書いたAさんの対応に対する修正を書き込んでいる。そして、時間が来たところで複数名を指名する。

「最初は、『いや、やめとけって。お前が本気なら応援するよ』と書いて、今、『いや、やめとけって』を消しました」「最初は、『オレは全然変じゃないと思うよ（苦笑い）。あまりにも……』と書いていたのですが、今は（苦笑い）を（真顔）に変えて、さらに『他に困っていることはない？　よかったら話聞こうか？』を足しました」等と生徒が発表。

他にも、「そんなことないんじゃない？」という疑問形を「そんなことない。変じゃないよ」と言い切りに変えた生徒や、長文で細かな配慮を加えた意見もあった（次頁画像）。

さらに、梶谷養護教諭は次のように投げかける。



生徒の記入したワークシート

「今日は、大学生のAさんとBさんの架空の事例で考えてもらいましたが、あなたたち自身が友人から相談を持ち掛けられるかもしれません。今日の授業で学んだことは、これで終わりとしないで、将来に向けて、あなたたちだったら友達とどんなコミュニケーションを取っていくのか、悩んでいる友達にどう寄り添ってあげられるのか、これからもしっかり考えていく必要があります。」

コミュニケーションは態度が重要だと簡単に説明した後、授業の振り返りを書くように指示。残り６分弱、しっかり書き込む時間を取って授業を終えた。

授業後に回収された生徒の意見の中には、「『心配し過ぎだよ』という言葉は、相手の気持ちを軽くすることができるのではなく、禁句ワードだということを知りました」等の学んだ内容に関するもののほかに、「赤、黄、青に分ける活動が最も印象に残りました。４人という少ないグループなのにもかかわらず、意見が複数に分かれたりしたからです」など、よく知っていると思っていた友達にも多様な考え方があることに驚いたものもあった。

授業全体を通してみて、この授業は、生徒がしっかりと考えて書き込む活動が複数用意されている一方で、活動の説明にたっぷりと時間をとる場面も見られた。例えば、グループ活動における判断の整理・分析に関する説明、個人活動の自己添削の説明などだ。

最後の活動の説明においては５分にも及んだ。しかし生徒たちは誰一人口を開く者はなく、ある生徒は頷き、またある生徒はメモを取りながら聞き入っていた。これはケーススタディのAさんの対応を自分事として捉えて考え、悩み、対話してきた後だけに、説明を聞き取って理解しようとしていたからだろう。

目下改訂作業が進められている次期学習指導要領では、「深い学び」を行うためには「less is more」、つまり本質に関わる少量の内容をじっくり考えることが大切であるという考え方が重視されている。中央教育審議会の改訂議論の過程では「教えることも必要なこと」と再確認される場面もあったが、学び手が対象となる内容に対して主体的に向き合う姿勢がなければ、その理解、定着にはつながらない。逆に、学び手が自分事として考える姿勢が築かれていれば、多量な情報も生徒自身が整理し、統合していく。

今回の授業でも、本質に関わる事例を自分事として考え、対話を通して主体的に深い学びに向かう態度が形成されたことで、教師の長尺の説明も真剣に聞き取り、受け止め、理解しようとする姿勢が生まれたように見えた。次期学習指導要領が目指す授業のあり方の好事例と感じられた。

◆ 授業者インタビュー ◆
「性教育とは生きる教育（生教育）」


野津有司氏

今回の授業を作成提案した野津名誉教授は、授業構成の意図について次のように説明する。

「まずは、生徒たちに今回（AさんとBさん）のような相談を受けることや、そういう方々と接触する可能性があるということに気付いてほしいのです。そのときに、どのように対応することが望ましいのか、どういうことは避けるべきなのか、少なくとも知識として理解してほしい。その上で、実際に対応するとなるとなかなか難しいということに気付いて、前向きに取り組んでいければ十分です。

ワークシートには色違いの文字で、そうした生徒の思考過程や変容が示されています。これは、思考の深まりという意味でも成功だったと言えるでしょう。

その際、ただ子どもの考えが深まったから良いというのではなく、（集計された赤青黄の一覧表で）指導者が考える回答も示されることは、学びという点で大切です。今回のような主体的で対話的な性教育授業

を、養護教諭だけでなく保健体育の教諭にも行ってほしいと思っています。」


梶谷さとこ養護教諭

梶谷養護教諭はこの日の授業を次のように振り返る。

「私は性教育は生きる教育、『生教育』だと思っています。具体例の場面を通して、生徒たちにあり得る状況を考えさせたいと思い、今回、野津先生の教材を使わせていただきました。

生徒たちが最初に書いた自分の考えに対し、青や赤のペンで修正したところには『あっ、これはこうだったか』という彼らなりの気付きと深まりがあったと思います。それは、問いの数を絞って、その問いに自分なりにじっくりと考えることができたからでしょう。実際に、①～⑫の項目で赤青黄の意見が分かれたとき、生徒たちが真剣に対話し、対立意見に対して『これはそうじゃないだろう』と激論を交わす姿も見られました。加えて、同じ赤、同じ黄色でも理由が違うという場面もありました。それはまさに教師の期待通りの反応でした。

振り返りにも『考え方の違いを知ることができてよかった』といった意見が複数ありました。同じ題材を通して、同じ内容を見ても違いが生じることに気付いたことにこそ、対話の必要性、価値があるのだと思います。それは具体的な場面を想定しやすく、なおかつ意見の分かれ得る、この教材の力と言えるでしょう。

今回、本校の生徒に合わせて教材をマイナーチェンジするため、野津先生と10時間以上打ち合わせをして、『これを入れよう』と試作し『やはりこうか』と削ることを繰り返しました。生徒の実態に合わせてこの分量に絞ったからこそ、結果的に彼らなりに思考が深まったのではないかと思います。」

最後に野津名誉教授は次のように話した。

「性教育はとかく暗くなったり、しんみりし過ぎてしまったりすることがあります。むしろ、性というのは子どもたちにとって夢と希望があるもので、授業を受けることによって、それがさらに膨らむことを目指すことが必要です。今日の授業は、展開も明るく進みましたし、その中で生徒たちには『考えた』という満足感のある顔が多数見られました。今日求められる、すぐれた授業のひとつが創出できたと思います。」

矢ノ浦勝之（やのうら・かつゆき）
1000以上の小・中学校の教育実践のレポートを教育系雑誌・書籍にて執筆。学習指導要領の改訂につても多数取材している。著書に『秋田県式 学年別国語・算数・理科「自ら学ぶ」子を育てる授業づくり』『「カリキュラム・マネジメント」の進め方』（小学館）ほか多数。

主催・全国性教育研究団体連絡協議会
協賛・日本性教育協会
参加者募集
性に関する教材と指導法セミナー
日本の学校教育の特長や子供たちの実態を踏まえた上で、諸外国の性教育から何をどう学ぶか、また教材や指導方法をどう工夫するかを実践的に探ります。
内容：
①「諸外国の性教育事情と日本型の包括的性教育」
②「教材の見直し及び指導方法の工夫（ケーススタディ等）」
③「性の多様性、境界線等の課題の捉え方、自己肯定感の育成」
※終了後には、希望される方の個別の相談・質問を受け付けます。
令和8年
11月23日
参加型
1日コース
講師：野津 有司
全国性教育研究団体連絡協議会
理事長・筑波大学名誉教授

会場：日本出版クラブ4階403室
東京都千代田区神田神保町1-32
神保町駅（東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄・新宿線三田線） A５出口より徒歩２分
受講料：3000円
※事前に「インターネット申込」と受講料の「口座振込」が必要です。
申込方法：
「申込みサイト」より、事前にインターネットにてお申込みください。
https://forms.gle/thgRUidjFUkPxjup7
※電話，FAXでの申込みは承りません。
申込締切：令和８年11月20日（金）
※定員になり次第、終了します。
問合せ先：全国性教育研究団体連絡協議会（全性連）事務局
E-mail：
zenseiren@galaxy.ocn.ne.jp

“めぐみ”を生きる

負けない、めげない、あきらめない

Profile 永井　恵（NAGAI Megumi）

トランスジェンダーとしての生き方をオープンにし、公立中学校の教員として生きる。多様な性のあり方やジェンダー平等の取組を、人権教育の視点から続けている。



［第32回］性的マイノリティに対する警察の動き

警察の動きが大きく変わったのは、2017年の110年ぶりとなる刑法改正にともない、特に性犯罪について、女性だけでなく、外国人・障害者・男性・セクシャルマイノリティなど誰もが相談しやすい体制整備が求められるようになったことです。2024年の最高裁判決では、国が所管する犯罪被害者給付金の支給対象に同性パートナーが含まれると示され、自治体が所管する犯罪被害者見舞金や支援金等の支給対象にパートナーシップ制度利用者を含める動きも進んでいます。また、ここ数回にわたって取り上げているSOGI理解増進法基本計画においても、警察に対して「適正な職務執行を期するため、様々な研修機会を活用」することを求めています。

性暴力・性被害を受けた性的マイノリティ当事者に対する事情聴取や支援に関わる際、SOGI多様性や当事者らが直面している様々な困難に関する正しい知識や認識が必要不可欠です。警察の無理解な対応によって、被害者が口をつぐんでしまうようなことになれば、警察としての正義を通すこともできなくなり、被害者の正義もへし折られることになります。「性的マイノリティだから」被害に遭った、ということは「性的マイノリティである」ことを否定する理由にはなりません。

しかし、実際には多くの当事者が被害を届け出ることに躊躇し、加害者側もその心理につけ込んで犯行に及んでいると考えられる状況が、調査結果でも明らかになっています。

ライフネット生命保険株式会社が、宝塚大学の日高庸晴教授に委託して実施した「第3回LGBTQ当事者の意識調査」において、身体的暴力や性暴力を経験した当事者のうち、52.8%が誰にも相談せず、警察に相談していたのは13%にとどまっているという結果が報告されています。また警察に相談した際にも、被害内容を信じてもらえなかったり、疑われたり、嫌な態度をとられたりしたという回答が一定数あり、被害届の提出や受理に至らない要因として考えられています。

また、日本財団が実施した「第5回自殺意識全国調査」においても、性的マイノリティの性被害経験率の高さが報告されています。性的指向でみると異性愛者の約3倍、性自認でみるとトランスジェンダー・ノンバイナリー・その他のグループでは、シスジェンダー男性の約4倍、シスジェンダー女性の約2倍の経験率が示されています。

この2つの調査は、1万人以上を対象とした大規模なものであり、性的マイノリティの声を拾い上げ、その実情に迫ることができる大変貴重なものですから、もっと広く知られてほしいと思います。

私が実際に携わっているのは、性犯罪捜査や犯罪被害者支援、留置管理等に関する警察学校における専科教養です。専科教養は、各地の警察署で勤務する警察官から選ばれた人材が、特定の専門分野に関する知識や技能を磨くために行われるものです。

性犯罪・性暴力捜査やその被害者支援に関わる上で、具体的な根拠になるものの1つが、第5次犯罪被害者等基本計画です（2026年3月閣議決定）。「性的マイノリティ」というキーワードの出現について見ると、第4次計画では1回だったものが第5次計画では4回に増えています。これは、第4次計画の実施状況評価で、引き続き支援を充実させていくことが必要との指摘を反映していると考えられます。また、各都道府県で定める犯罪被害者等支援推進計画も根拠となります。

被害者に関わる話題では、基本的な知識に加えて、被害を伝える上での様々な心理的、構造的なハードルについて取り上げ、適切な配慮と支援につながるように組み立てます。公務員だからと法的根拠を並べ立てなくとも、支援をする側も捜査をする側も被害者を救いたい、これ以上傷つけたくないという熱意をもって話を聞く姿勢があり、実務に生かそうとする気概を感じます。

次回は、警察対応の変化の実例として、私が今年に入ってから受けた盗撮被害についてお話ししたいと思います。

多様な性のゆくえ

One side／No side［115］

宮田 一雄
みやた　かずお
ジャーナリスト。公益財団法人エイズ予防財団理事、特定非営利活動法人エイズ＆ソサエティ研究会議事務局長。

扉はいつも開いている

12月１日が世界エイズデーとなったのは1988年のことだ。その前年に世界保健機関（WHO）のエイズプログラム担当者が発案し、翌88年１月にロンドンで開かれたエイズ対策世界保健大臣会議で承認された。

どうして12月１日なのか。特別な理由は思い浮かばない。あくまで推測だが、１月の正式決定から第１回の年内実施に至る準備期間を極力、確保したかったのではないか。

キャンペーンの推進役はその後、1996年に活動を開始した国連合同エイズ計画（UNAIDS）に引き継がれ、12月１日は保健分野で最も知名度の高い記念日の一つとして知られるようになった。日本では1989年から厚労省とエイズ予防財団の主唱で国内啓発キャンペーンが実施され、毎年のテーマも設定されている（欄外アドレス①参照）。

2026年度のテーマは『あなたの話を聞かせてください』。う～ん、なんだか、という感じもする。話を聞くことがエイズ対策とどう結びつくのか。エイズ予防財団が啓発用チラシでテーマの趣旨を説明している。

チラシの表は、扉が控えめに開き、光が射しているデザインに加え、「あなたの話を聞かせてください」というテーマと以下５行のサブコピーが載っている。

《HIVとエイズの予防と治療について、／U=UやPrEPやコンドームについて、／検査はどこで受けられるの？／まずは話してみよう、聞いてみよう。／大切なことはきっと、人と人の間にあります。》

扉の開き具合が絶妙なのは、「話をしたいという気持ちになったときに扉を開けておく」という積極的な待ちの姿勢をそっと伝えたかったからだという。

裏面には、《扉はいつも開いています》という見出しのもとに趣旨説明が続いている。一部を紹介しよう。

《40年を超えるエイズ対策史の中でも、話を聞くことは重視されてきました。日本で最初にエイズ電話相談が始まったのは1985年です。無料匿名の電話相談はいまも全国で続けられ、経験も人材も蓄積されています。社会的な不安やスティグマを回避しつつ、話ができる機会、声を聞く機会が設けられてきました。》

私の乏しい知識の範囲ではとの条件付きだが、前回も触れたように、日本で最初にエイズ電話相談を始めたのは南定四郎さんだった。松岡弘明監督のドキュメンタリー映画『熱狂をこえて』には、その経緯が南さんへのインタビューとともに報告されている。

1985年３月、厚生省（現厚生労働省）は米国在住の日本人ゲイ男性を日本初のエイズ患者として公表し、報道でもゲイ男性の感染が強調されたことからゲイは危険というイメージが社会に広がる。

南さんは「黙ってるからこういうことになる。エイズの活動をやらなくては」と考えた。海外から入手した相談マニュアルをもとにアパートの一室を借り、電話相談を始める。アパートの費用などは、南さんが発行するゲイ雑誌『アドン』の収益を当て、相談員もその誌上で募った。「アドンで相当儲かっていたから」と南さんはいう。電話相談は比較的、始めやすい対応策ではあるが、続けていくのは実は難しい。いまなら相当、危なっかしい運営だったことは容易に想像できる。南さんが始めた電話相談も、そう長くは続かなかった。

ただし、必要なものはとにかく自分で始める。それしか選択肢はなかったというエイズ対策草創期の切迫感が伝わってくる行動ではある。

南さんが切り開いた、とまでは言えないかもしれないが、少なくとも先鞭をつけたエイズ電話相談は、国内でもその後、エイズ分野のNGOやNPO、地方自治体など数多くの担い手が参入してきた。エイズ予防情報ネット（API-Net）には、地域別電話相談リストが掲載されている（欄外アドレス②参照）。

全国を対象にしたエイズ予防財団のフリーダイアルをはじめ、各地のエイズ電話相談の番号がリストアップされている。もちろん、継続には人材や資金の確保が必要だ。持続困難で中断を余儀なくされることもあり、エイズ予防財団のスタッフが毎年、丹念にリニューアルに向けた調査を続けている。「扉が開いている場所」を確認するだけでも、その作業は容易ではない。

① https://api-net.jfap.or.jp/edification/aids/special2026.html

② https://api-net.jfap.or.jp/inspection/tel_list.html

What's Up?

性教育 NEWS BOX #8

学校での適切な対応を考えるための映像教材 カミングアウト ～落とし穴に陥らないために～





教材本編より

性的マイノリティの児童生徒への対応は学校現場が頭を悩ませる課題のひとつ。とりわけカミングアウトをめぐっては時期や範囲など考慮を要することが多い。適切な対応を考えるために制作された映像教材（文部科学省選定）を、監修を務めた専門家より紹介いただく。

カミングアウトに「正解」はない

性的指向やジェンダーアイデンティティをカミングアウトするかしないか、もしするのであればいつどこで、どのような方法で伝えるのか。それはLGBTQ+当事者である本人が決めることであることは言うまでもありません。しかし、実際の学校現場ではどうでしょうか。筆者は、多くの先生方とお会いしてきましたが、カミングアウトの話になると、先生の思いや感情が影響した対応になっていることがあるように思います。

「いつまでも隠し通せるものではない」と無理に背中を押したり、「当事者の生徒を優しく受け入れる教室であってほしい」といった担任の願いが優先されてしまったりした事例や、カミングアウトしていない当事者児童生徒の対応に苦慮するあまり、「みんなの前でカミングアウトしてくれたほうが指導しやすい」と口走ってしまうなど、残念な事例も見聞きしました。

もちろん、当事者の心情や意向を汲み取ったうえで、適切な対応や取組の実施につながった場合も数多くあります。

この映像教材の監修を担当するにあたり、最も留意した点は「このやり方で本当によかったのか」と先生方に省みてもらえる内容にしたかったことです。加えて、状況は様々であり、最適解はこれと断言できないものの、ひとつの理想形と思える“グッドプラクティス”を具体的に提示することでした。

生徒向けと教員向けの２つのストーリー

１巻目の『カミングアウトする？ しない？《生徒向け》』は、レズビアンの高校生が、男子高校生から付き合ってほしいと言われるシーンから始まります。かつて友人にアウティングされた経験がある彼女は、「絶対他の人に話さないでね」という言葉とともに、彼と付き合えない／付き合わない理由を説明するため、自らの性的指向をスマホで文字にして伝えます。

告白を受けた男子高校生は、これまで通りの信頼関係を保つことを選びます。彼は「探究」の時間にLGBTQ+について調べた内容を発表することに決め、「異性を好きになることが正しいわけではありません。たまたまそういう人が多いだけです」「例えば100年前にセクシュアルマイノリティの人が普通に見られていたら、今の価値観だって変わっていたと思います」とクラス全体に発表しました。

２巻目の『児童生徒のカミングアウトに向き合う《教員向け》』は、バスケ部の男子高校生が部活の顧問でもある担任教師に相談するところから始まります。教師はLGBTQ+について授業で扱う中で「隠すのではなく積極的にカミングアウトすることが望ましい」と自信を込めて生徒に語りかけます。そして、相談に来たゲイの生徒に「堂々とカミングアウトしたほうがいい」と背中を押そうとします。しかし、２人の会話をたまたま聞いた別の教師や校長からの助言により、本人の心情に寄り添った対応とその着地点を見いだします。

「巻き戻し」の演出を用いて仕立てた映像は、アウティングの防止や、情報共有にあたって本人の承諾が求められることなどがリアリティを持って描かれています。「学校あるある」と思われるエピソードを複数盛り込むことで、先生方が実感を伴って考えられる内容に仕上げました。ぜひご視聴ください。

発売 サン・エデュケーショナル　https://www.sun-edu.co.jp/

日高庸晴　宝塚大学看護学部教授
カリフォルニア大学サンフランシスコ校医学部エイズ予防研究センター研究員等を経て現職。2023年には内閣府「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議」有識者ヒアリングで調査結果を報告した。

※日高庸晴教授による関連セミナー情報が16ページに掲載されています。

BOOK GUIDE
今月のブックガイド



バッドベイビーは泣かない
全6巻（書影は第１巻）

鳥飼茜 著
発行　講談社
定価　792 円（税込）

妊娠と性をめぐる話を正面から描く

妊娠検査薬の小さな判定窓に浮かび上がる、１本、あるいは２本の線。同じ検査薬を手にしていても、結果を待つ数分間に込められる思いは、人によってまったく違う。「陽性」の表示に涙を流して喜ぶ人もいれば、頭が真っ白になる人もいる。「陰性」に肩を落とす人もいれば、胸をなでおろす人もいる。妊娠は、人や状況によって、祝福にもなれば窮地にもなる。

鳥飼茜『バッドベイビーは泣かない』（講談社）は、こうした妊娠と性をめぐる話を正面から描き出す作品である。妊娠した女子高生・アマネと、会社員の間戸かすみをはじめ、７年前のある出来事でつながった４人の大人たちの人生が、思いがけないところで交差し、絡み合っていく。セックス、妊娠、中絶、出産、そしてジェンダー。重くなりがちなテーマが、明るいタッチの会話劇の中で軽やかに語られる。

登場人物は、誰一人として単純ではなく、それぞれが複雑な思いと事情を抱えている。過去の中絶経験から罪悪感を抱えて生きる女性。「命は大切」と中絶に反対していたのに、自らアフターピルを飲んで妊娠を心配する立場になり、かつての自分の考えを振り返る女性。望まない妊娠によって生まれ、「赤ちゃんボックス」に預けられた女性。中絶をめぐる一人ひとりの選択は、裁かれることなく、それぞれの物語として描かれる。

一方で、作品を貫く問いは一貫している。妊娠は二人でするものなのに、なぜ避妊も中絶も出産も、その悩みと責任の多くを女性が背負うのか。興味深いのは、男性たちが単純な加害者や「敵」としても、理想的な理解者としても描かれないことである。女性を代弁しながら、誰にでも好意を振りまく男性。妊娠した恋人の意思を聞く前に「産んでほしい」と口にする男性。さらに作中には、「国民生活の安泰」や「風紀の乱れ」を理由に、経口中絶薬の流通に反対する政治家も登場する。悪意のない一言、善意からの行動、そして目先の利益を優先する判断。それらが積み重なって、社会の偏りは支えられ続ける。そして、その「つけ」を払わされるのは、多くの場合、女性の側である。

日本では今なお、母体保護法が中絶に原則として配偶者の同意を求めている。中絶に配偶者の同意を法律で求める国・地域は世界でも十数か国にとどまり、主要先進国（G7）の中では日本だけである。本作でも取り上げられている経口中絶薬は2023年に日本で承認されたが、2026年現在も母体保護法指定医のいる医療機関でしか使えず、費用は10万円前後からと、手術と大きく変わらない。2026年２月に薬局での販売が始まった緊急避妊薬も、１錠7,000円前後と決して安価とは言えない。そのうえ多くの場合、緊急避妊も人工妊娠中絶も、その費用と身体的な負担は女性に委ねられる。日本の男女間賃金格差がG7の中で最も大きいことを考えれば、その負担はなおさら重い。

さらに、アマネのような未成年の妊娠の場合、経済力も、頼れる相手も限られるため、状況はいっそう厳しい。厚生労働省「衛生行政報告例」によると、2024年度の20歳未満の人工妊娠中絶は前年度より7.9%増えて１万844件となり、全体の約8.5%を占める。2024年の「人口動態統計」では10代の母親から生まれた子どもは約４千人と報告されており、中絶件数はその２倍以上になる。

決定権は分け合い、負担は女性に偏る。「女性の問題」とされてきたものは、そもそも２人の、そして社会全体の問題なのではないか。私たちが「救いたい」のは、いったい誰の命なのか。本作が私たちに届けてくれるものは、ひとつの答えではなく、長い間置き去りにされてきた問いの数々なのかもしれない。

（京都精華大学人文学部講師　ユースギョン）

JASE 性教育・セクソロジー資料室 新着図書



中学生の子を持つ親のためのただしい性教育の本
五葉杏子 著　2025

思春期学 Vol.44 No.3 特集 思春期と骨の健康
日本思春期学会　2026

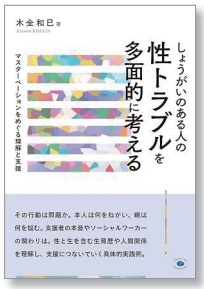
日本エイズ学会誌 Vol.28 No.3
日本エイズ学会　2026



ジェンダー法学入門 第4版
三成美保 笹沼朋子 立石直子 谷田川知恵 著　法律文化社　2026

性の健康 Vol.25 No.3（通巻67号）秋号
性の健康医学財団　2026

サバルタンは語ることができるか
みすずライブラリー
G・C・スピヴァク 著　上村忠男 訳　みすず書房　1998



しょうがいのある人の性トラブルを多面的に考える
マスターベーションをめぐる理解と支援
木全和巳 著　クリエイツかもがわ　2026

みいちゃんと山田さん 1～7
シリウスKCデラックス
亜月ねね 著　講談社　2026

ひとごとごと 1　BEAM COMIX
オカヤイヅミ 著　KADOKAWA　2026



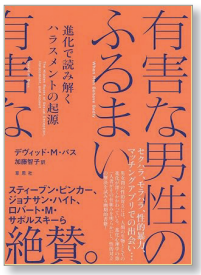
回復への道のり
ベースキャンプ　性問題行動のある小・中学生のために性問題行動・性犯罪の治療教育 4
ティモシー・J・カーン ドーン・M・プフルグラット 著　野坂祐子 浅野恭子 監訳　誠信書房　2026

女性白書 2026
戦争への道ではなく平和を
日本婦人団体連合会 編　出版芸術社　2026



大学生のためのダイバーシティ入門
差別や偏見をなくすために知っておきたいこと
反橋一憲 編著　ナカニシヤ出版　2026

エロスの社会学
現代アメリカのラディカル思想
リチャード・キング 著　中山容 渡辺潤 訳　新泉社　1978



有害な男性のふるまい
進化で読み解くハラスメントの起源
デヴィッド・M・バス 著　加藤智子 訳　草思社　2024

ドイツ／子どもの社会史
1700－1900年の自伝による証言
イレーネ・ハルダッハ＝ピンケ ゲルト・ハルダッハ 編　原ひろこ 解説　木村育世 姫岡とし子 田邊玲子 板山真由美 杉谷真佐子 訳　勁草書房　1992



＜主婦＞という職業
「愛の労働」の近現代
木村涼子 著　吉川弘文館　2026

ドイツの家族
古代ゲルマンから現代
インゲボルク・ヴェーバー＝ケラーマン 著　鳥光美緒子 訳　勁草書房　1991

沈黙の四十年
引き揚げ女性強制中絶の記録
武田繁太郎 著　中央公論社　1985



女性リーダーはなぜ少ないのか？
リーダーシップとジェンダー
坂田桐子 著　ちとせプレス　2024

性の神話を超えて
脱レイプ社会の論理　講談社選書メチエ 47
スーザン・グリフィン 著　幾島幸子 訳　講談社　1995



性別違和に生まれて
父と子で綴った23年
松永正訓 著　中央公論新社　2026

搾取する性とされる性
モナド・ブックス 12
小原嘉明 著　海鳴社　1983

なぜ性暴力がなくならないのか
岩波ジュニア新書 1017
齋藤梓 著　岩波書店　2026



ほか11点

●新着図書についてはJASEウェブサイト「資料室」ページでもご覧いただけます。
https://jase.faje.or.jp/reference-room#new

資料室について

JASE資料室は国内外の性教育、性科学等に関する文献資料を収集している開架式資料室です。文献資料の数は約10万点以上、現在も日々、増え続けています。性教育、セクソロジーに関する調査、研究のためにご利用いただけます。人間の性に関心がある方、ぜひ足をお運びください。

【閲覧予約】事前に電話で予約が必要〔tel 03-5801-6788〕。貸出業務は行っておりません。
【開室日・時間】月曜日～金曜日 11：00～17：00
【休室日】土曜日、日曜日、祝日、年末年始　※この他、臨時に休室することがあります。
https://jase.faje.or.jp/reference-room

→資料検索

JASE Information

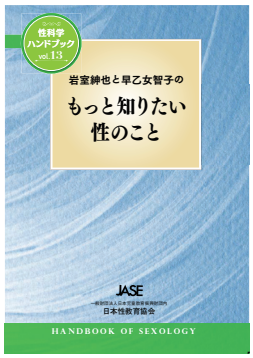
研究会、研修会等の情報を下記までお送りください。
〒101-0051 千代田区神田神保町１−３ 冨山房ビル５階
日本性教育協会「JASE ジャーナル」係
もしくは、info_jase@faje.or.jp



詳しくは、https://forms.gle/rYhdAiStHpg6AM5Z8



詳しくは、https://www.sun-edu.co.jp/261210seminar/261210seminar.htm



性科学ハンドブック Vol.13　**好評発売中！**

岩室紳也と早乙女智子の もっと知りたい性のこと

岩室紳也・早乙女智子著　◆A５判：138 頁　頒価700 円

『現代性教育研究ジャーナル』2014 年４月号～ 2017 年３月号に連載した「もっと知りたい女子の性／もっと知りたい男子の性」に、加筆・訂正して再構成したものです。

主な内容

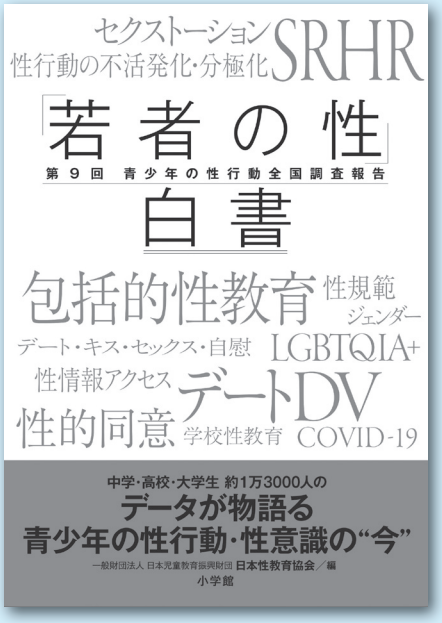
part １　多様な性／「性」を科学する難しさ／女は女として生まれない／性別違和／ジェンダーバイアス・ジェンダーギャップ　ほか
part ２　女性の性／ 膣VAGINAはくぼみである／女子もします！　マスターベーション／人工妊娠中絶と女性の身体権　ほか
part ３　男性の性／「包茎」を科学する／男子はおちんちんで育つ／「男」は環境で育つ性／男性の性機能って何？　ほか

著者プロフィール

岩室　紳也／泌尿器科医。ヘルスプロモーション推進センター（オフィスいわむろ）代表。
早乙女智子／産婦人科医。日本性科学会副理事長。セックスセラピスト。

既刊〈性科学ハンドブック〉
☆性科学ハンドブック Vol.11『思春期の性衝動～男の子の性を考える～』A5 判・78 頁 400 円（税込）
☆性科学ハンドブック Vol.12『腐女子文化のセクシュアリティ』A5 判・96 頁 500 円（税込）

※送料等は、ホームページを参照してください。
◆ JASE ホームページ https://jase.faje.or.jp/pub/ からお申し込みいただけます。
または、Email info_jase@faje.or.jp
TEL 03-5801-6788　FAX 03-5801-6677



小学館より好評発売中！

「若者の性」白書

―第９回 青少年の性行動全国調査報告―

一般財団法人日本児童教育振興財団内
日本性教育協会・編

A５判 270 頁　本体 2,700 円＋税

ISBN-978-4-09-840247-2

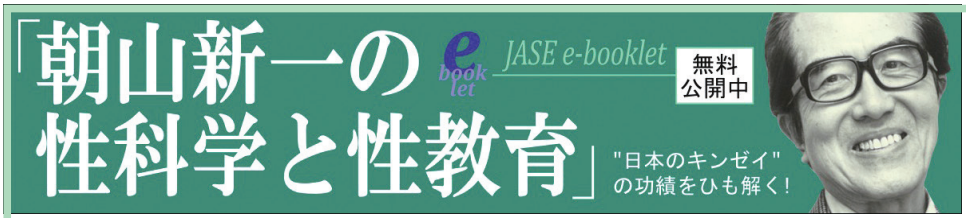
書店でご注文ください！

2023年度に実施された「第９回 青少年の性行動全国調査」の調査結果をまとめた論考集。前回調査（2017年）から今回調査（2023年）までの６年で、現代の若者の性行動、性意識はどのように変容したのか。1974 年の第１回調査から 50 年以上にわたって続けられている、国内外でも類例のない貴重な調査研究。性教育・性科学に携わる方、青少年にかかわる方に必携の１冊です。

主な内容

第１章　現代の青少年の社会環境と性行動 ―第９回「青少年の性行動全国調査」の方法と概要 ―
第２章　学校での性教育と性に関する知識・態度・行動との関連
第３章　性的同意の認知と意思の確認 ―青少年の現状と教育的課題―
第４章　暴力被害および性的被害の現状と性教育や性行動の経験
第５章　正しい避妊の実践における性情報源とジェンダー規範の影響
第６章　青少年の性感染症予防に関する知識・態度・行動
第７章　家庭環境・親子関係と青少年の性のかかわり
第８章　多様な若者文化と恋愛
第９章　青少年の性についての「悩み」―自由回答欄の内容から見えるもの―

圧巻 67 ページの基礎集計表も収録



JASE e-booklet『朝山新一の性科学と性教育』は無料公開中！

https://jase.faje.or.jp/book/asayama/

「日本のキンゼイ」と呼ばれた性科学者・朝山新一（元・大阪市立大学名誉教授、1908～1978 年）。1974 年から始まった「青少年の性行動全国調査」の礎を築いた、日本の性教育・性科学の発展を牽引した第一人者です。博士の功績をまとめた論文集が、電子ブックレットとして刊行され、日本性教育協会のウェブサイト上で公開されました。「第１回青少年の性行動全国調査」（1974 年）以前の調査票資料や、性教育授業の教材として作成されたスライドなどの図版も多数掲載されていて、性科学、性教育に関心のある方に必見の書です。

【主な内容】

第１章　世界のセクソロジーにおける朝山新一の位置（東優子　大阪公立大学教授）
第２章　朝山新一の性行動調査（片瀬一男　東北学院大学名誉教授）
第３章　朝山新一の性教育スライドに込めたる思い（宇野賀津子　公益財団法人ルイ・パストゥール医学研究センター主席研究員）
資料解説　1974 年「第１回青少年の性行動全国調査」調査票の構想と作成（片瀬一男）
コ ラ ム　①『性の署名』にまつわるエトセトラ（東優子）　②朝山新一による成人期の性行動調査（片瀬一男）　③性の決定をめぐる、ジョン・マネーと朝山新一の関係（宇野賀津子）　④可視化された性とからだ―科学的性教育ことはじめ（池上千寿子　特定非営利活動法人ぷれいす東京顧問・理事）



第３章「朝山新一の性教育スライドに込めたる思い」より。PC、スマホ両方に対応している。